

青森県立保健大学リポジトリ運用指針

平成 21 年 10 月 22 日

図書館委員会制定

(目的)

第 1 条 この指針は、青森県立保健大学（以下「本学」という。）において運用する青森県立保健大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において、「リポジトリ」とは、本学の研究・教育活動において作成された電子的形態の研究成果・教育資源等を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信及び提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第 3 条 リポジトリの管理及び運用は青森県立保健大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が行うものとする。

(登録者)

第 4 条 リポジトリに研究成果・教育資源等を登録できる者（以下「登録者」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことがある教職員及び大学院生
- (2) その他附属図書館長が特に認めた者

(登録対象)

第 5 条 リポジトリに登録することができる研究成果・教育資源等は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究成果・教育資源等であること。
- (2) 登録者が作成に関与した研究成果・教育資源等であること。
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (4) その他公開することについて問題が生じないと図書館委員会が認めたものであること。

(登録手続)

第 6 条 リポジトリに研究成果・教育資源等を登録することを希望する者は、別に定める登録手続に従い、登録を行うものとする。

(利用許諾)

第7条 登録者は、附属図書館がリポジトリにおいて行う次に掲げる行為について、無償で許諾を与えるものとする。

- (1) 当該研究成果・教育資源等の全文を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開すること。
- (3) 保存及び利用可能性維持のための複製または媒体変換を行うこと。

(共著者等がいる場合の利用許諾)

第8条 共著者等の登録者以外の著作権者がある研究成果・教育資源等を登録する場合、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

(利用条件)

第9条 附属図書館は、研究成果・教育資源等の利用に際して、以下のことを遵守する。

- (1) 第7条に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) 公開された研究成果・教育資源等を利用しようとする利用者に対し、著作権法を遵守するように周知する。

(著作権)

第10条 研究成果・教育資源等がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(研究成果・教育資源等の保存と公開)

第11条 登録者から提供された研究成果・教育資源等について著作権法その他関係法令等を調査し、附属図書館が公開について支障がないと判断した場合には、リポジトリに保存し、無償で公開する。

(研究成果・教育資源等の利用)

第12条 ネットワークを通じてリポジトリに登録された研究成果・教育資源等を利用する者は、著作権法に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の承諾を得なければならない。

(研究成果・教育資源等の削除)

第13条 附属図書館は次のいずれかに該当する場合には、リポジトリに登録された研究成果・教育資源等を削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを図書館委員会が承認した場合

(2) 図書館委員会において公開が適当ではないと判断し、削除することを決定した場合

(免責事項)

第 14 条 本学は、リポジトリでの研究成果・教育資源等の登録及び公開あるいは利用によって発生したいかなる損害について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この指針に定めのない事項については、必要に応じて登録者及び図書館委員会で別途協議することとする。

附則

この指針は、平成 21 年 10 月 22 日から施行する。